

優良従業員表彰規程

一般社団法人 福井県トラック協会

(目的)

第1条 この規程は、(一社)福井県トラック協会(以下「協会」という)会員の従業員を表彰し、交通事故防止の徹底と勤務意欲を高め、もって業界の発展に資することを目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰は、協会長が行うものとする。

(表彰区分)

第3条 表彰区分は、次によるものとする。

1. 優良従業員表彰

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は、次の基準により選考するものとする。

1. 優良従業員表彰

申請する会員事業場に次の期間中勤続する従業員で、かつその期間中無事故で常に安全運転に心がけ、勤務成績優秀で他の模範と認められる者。

表彰種別、

(1) 満30年以上

(2) 満20年以上

(3) 満10年以上

2. この表彰は、同一人に同じ表彰を重複して行わず、かつ既に上位の表彰を受けた者については、新たに下位の表彰を行わないものとする。

3. 被表彰者は、協会の会費を毎年完納している会員事業場に勤務していることを要する。

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦は、次の方法により行うものとする。

1. 会長は、事前に優良従業員表彰候補者(以下「表彰候補者」という)推薦案内を全会員に文書をもって通知するものとする。

2. 会員は、表彰候補者を別記様式により会長あて提出するものとする。

(期間の算定)

第6条 無事故及び勤務期間の算定は、毎年12月31日現在をもってするものとする。

(選考機関)

第7条 被表彰者の選考は、理事会に報告するものとする。

(表彰期日)

第8条 表彰は、毎年1回行うものとし、その期日は会長が定めるところによるものとする。